

令和7年度の

タクシー料金助成利用券の受け付け



対象者

【障がいのある人】次の①～③のいずれかを持っている町内在住者 ※他市町の介護保険被保険者は対象外

①身体障害者手帳(1～3級) ②療育手帳(A・B判定)

③精神障害者保健福祉手帳(1～2級)

【高齢者】次の④～⑥を全て満たす町内在住者

④75歳以上で一人暮らし、または75歳以上のみの世帯に属する

⑤自家用車などの交通手段がなく、隣地などに自家用車を所有する親族がいない

⑥町民税の非課税世帯に属する

助成内容

タクシー料金助成利用券(1枚200円、1回の使用枚数の上限なし)を渡します。

障がいのある人:1人年間1冊(90枚つづり)

高齢者:1人年間1冊(60枚つづり)

有効期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

申請

障がいのある人は障害者手帳を持参し福祉課、高齢者は高齢者支援課へお越しください。

(問い合わせ)福祉課 ☎0561-56-0732(ID:2878) 高齢者支援課 ☎0561-56-0753(ID:4053)

敷地・屋上・壁面の緑化や生垣設置への補助 (ID:3233)

対象者

次の①または②を行う個人・企業

①敷地や建物(屋上・壁面)の緑化(緑化面積の合計が約50㎡以上のものに限る)

②約15m以上の生垣を設置



補助額

植栽、植栽基盤、灌水施設、園路整備、柵、ベンチ、自然解説板および案内板の設置工事費用の2分の1以内(上限額500万円)

本事業は、町が県からの補助金で実施しており、補助金がなくなり次第、受け付けを締め切る場合があります。

(問い合わせ)都市整備課 ☎0561-56-0748

生ごみ処理機器購入費補助金 (ID:3219)

生ごみ処理機器を購入された人に対する補助金制度があります。家族全員で取り組みやすい環境対策です。家庭から出る生ごみを減量するため、生ごみ処理機器を活用してみませんか。

●電動生ごみ処理機

補助額

新規購入/購入金額の2分の1(限度額3万円) 買替え購入/購入金額の2分の1(限度額2万円)

対象

町内世帯(1世帯につき1基まで。ただし、補助金交付決定年度から5年を経過した場合は、再購入世帯も対象(令和7年度は、令和2年3月31日以前に補助金交付の決定を受けた人が対象)

補助対象機器

微生物分解型、加熱乾燥型の電動生ごみ処理機

●生ごみ処理容器

補助額

購入金額の2分の1(一器につき限度額3,000円)

対象

町内世帯(1世帯につき3基まで)

●共通

購入条件

所在地が日本国内である販売店(通信販売店を含む)から購入した新品のもの

申請期限

購入年度の3月31日まで

手続き

申請書(環境課で配布)を環境課へ提出してください。

その他

※申請に必要な書類など、詳しくは町ホームページまたは環境課にお問い合わせください。

※購入時に販売店に記入してもらう書類もあるため、購入前にお問い合わせください。

※予算残額がなくなった場合、補助金の受付は終了します。

(問い合わせ)環境課 ☎0561-56-0729